

生衛第 3018 号  
平成 14 年 3 月 28 日

各保健所(保健部・支所)長殿  
生活環境部長

### グリーンツーリズムにおける農家等宿泊に係る 旅館業法及び食品衛生法上の取扱いについて(通知)

近年、都市住民のゆとりや癒しを求めるニーズが高まるとともに、体験型の旅行形態が主流になりつつある中で、農山漁村の地域振興策として、農山漁村の有り様を体験させ、宿泊を伴う所謂グリーンツーリズムに取り組む農家等が増加する傾向にあります。

このような農家等宿泊を伴うグリーンツーリズムに係る施設の衛生を確保するため、宿泊客等を受け入れる農家等については旅館業法及び食品衛生法上、今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、その運用に遺漏のないよう通知します。

#### 記

#### 1 旅館業法上の取扱いについて

##### (1) 営業許可の対象施設

次の要件を満たす農家等の宿泊施設を対象とすること。

##### ア 農山漁村体験旅行に伴う農家等の宿泊施設

グリーンツーリズムが農林水産業の振興及び農山漁村の活性化に寄与し、一定の公益性を有することに鑑み、農山漁村体験旅行に伴う農家等の宿泊施設に対し、旅館業法の営業許可の対象とする。

したがって、農山漁村体験型旅行に伴う農家等宿泊の認定に当たっては、いたずらに許可対象を拡大することのないよう、地域の実態を考慮のうえ、当該農家等及び地元市町村の意向を把握するとともに、グリーンツーリズムを推進する県の地方機関と協議するなど、十分な連携を図ること。

##### イ 多数の宿泊客を対象に宿泊させる農家等

特定又は不特定を問わず、多数の宿泊客を対象に宿泊させる**農家等**の宿泊施設であること。

ウ 宿泊料を受け、反復継続して宿泊させる**農家等**

謝礼等名目の如何を問わず、社会通念上、体験を伴う実費を超える宿泊料等の反対給付を受ける場合は、宿泊料を受けるに該当するものと解し、許可の対象とすること。

また、**農家等**の意志や施設の状況等から、一回性の宿泊客を受け入れる場合を除き、反復して宿泊客を受け入れる**農家等**は、許可の対象とすること。

## (2) 営業許可の種別

**農家等**宿泊は、原則として、旅館業法第2条第4項の簡易宿所営業とすること。

ただし、同法施行令第1条第2項の施設基準を満たしている**農家等**にあつては、同法第2条第3項の旅館営業とすること。

## (3) 営業許可の施設基準

旅館業法関係規定の施設基準を満たす外、建築基準法及び消防法の施設基準については、次のとおり取り扱うこと。

### ア 建築基準法

建築基準関係規定に適合すること。なお、都市計画区域外にあつては、100 m<sup>2</sup>以下の増改築（法第6条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く）及び用途変更の手続きは不要である。100 m<sup>2</sup>を超える場合又は建築基準関係規定上質疑のあるときは、所轄土木事務所又は特定行政庁と協議すること。

### イ 消防法

建物の基準等によっては、消防法に基づく消防用設備等の設置義務があるので、旅館行の営業許可に際し、事前に所轄消防署に相談すること。

## 2 食品衛生法上の取扱いについて

### (1) 営業許可の取扱い

飲食物を宿泊客等に提供する場合は、飲食店営業(旅館)の許可を必要とするが、次の場合は、許可不要とする。

- ア 宿泊のみで飲食物を提供しない場合(素泊型)
- イ 宿泊客自らが、**農家等**の台所を借用して調理等を行い、飲食する場合(自炊型)
- ウ 体験宿泊客が、全ての飲食物を農家と一緒に調理し、飲食する場合(体験型)

なお、まんじゅうや手打ちソバ等を体験型で製造し、その関係者で飲食する場合も同様の取扱いとする。

(2) 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例(平成 12 年大分県条例第 46 号)の取扱い

許可不要の場合は、原則として同条例の第 2 条、第 3 条の基準に合致するよう指導するが、客専用の調理場は必要ないとする。

(3) 営業許可の判断

許可対象施設か否かの判断に資するため、グリーンツーリズム等の体験型の調理・飲食を始める場合は、事前に責任者から保健所長あて調理形態についての書面を求めること。